

令和7年度「名東区子ども・子育て支援応援助成事業」募集要項

1 事業の目的

この事業は、社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、共同募金配分金（総額 40 万円）を財源として公募で行う助成事業であり、名東区における子ども・子育て支援の推進と共同募金への理解拡大を目的とします。

2 助成交付団体・事業

名東区を拠点とし、区内の地域福祉を推進するNPO団体、ボランティア団体、社会福祉関係団体、住民主体による地域の助けあいなどの地域福祉活動で、令和7年6月22日（日）から令和8年3月31日（火）の間に区内で実施する事業です。

ただし、下記の活動は助成対象となりません。

★営利を目的とする活動

★政治・宗教などに著しく偏っている活動

★本会、その他の民間団体からの助成金を受けている活動、または受ける予定がある活動

★国または地方公共団体の補助制度が設けられている活動

★その他、事業経費として不相当と認められるもの。（過度な飲食代、景品等）

※同一団体による同一事業の申請は、3年間を上限とします。（令和7年度から）

3 助成額

1 団体につき上限 10 万円

4 申請方法

「名東区子ども・子育て支援応援助成事業申請書」（様式1）に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、来所または郵送にて本会に提出して下さい。FAX またはメールでの申請はできません。1 団体につき 1 事業の申請とさせていただきます。

※申請締切：令和7年5月16日（金）

来所の場合は午後5時まで、郵送の場合は締切日の消印有効

5 審査方法

（1）第一次審査

本会による書面審査を実施し、第一次審査の結果を申請団体に通知します。

（2）第二次審査

第一次審査を通過した申請団体は、公開プレゼンテーションを実施し、審査員による内容の審査後、助成金額を決定します。

【日時】令和7年 6月21日（土） 午後1時30分～

【場所】名東区在宅サービスセンター 研修室

※手話通訳・要約筆記が必要な場合は、が必要な場合は、申請時にお申し出ください。

《審査基準》

- (1) 継続・発展性：今後の展開を期待できる事業であるか。助成終了後も自主的に事業を継続・発展することを期待できるか。
- (2) 先駆性：先駆的な取り組みであり、今後他のモデルとなりえるか。
- (3) 必要性：地域にとって必要と思われる事業であるか。
- (4) 公開性：地域の方が広く公平に利用できる事業であるか。
- (5) 実現可能性：信頼性が高く、事業を着実に実施できるか。

6 助成金の交付

審査の結果、助成金の交付が決定した団体へ「名東区子ども・子育て支援応援助成事業助成金交付決定通知書」（様式2）を交付するとともに助成金の交付を行います。

（7月上旬頃）

※事業終了後1ヶ月以内に、「事業報告書」と用途がわかる「領収書」などを提出いただきます。また、余剰金や事業が適正に実施されなかった場合は、返還いただきます。

7 助成団体をお願いしたいこと

- ・事業を実施される際には、事業チラシへの共同募金配分金事業の明記、のぼり・募金箱の設置（本会から貸し出します）をお願いします。
- ・10月に区内各所で街頭募金を実施します。改めてご案内しますので、お時間許す限り、ご協力ください。
- ・地域イベントや会合などで、活動の発表をお願いする場合がありますので、ご協力いただけたら幸いです。

＜社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会＞

〒465-0025

名古屋市名東区上社一丁目802番地 上社ターミナルビル2階

（名東区在宅サービスセンター内）

電話：052-726-8664 FAX：052-726-8776